

第52回  
東京都景観審議会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

## 第52回東京都景観審議会議事録

### I 日 時

令和3年4月22日（木） 10:30～11:57

### II 場 所

WEB会議

都庁第一本庁舎16階 特別会議室S6（傍聴者・報道関係者及び事務局）

### III 出席者

【委員】中井（検）会長、有賀委員、加藤委員、畔柳委員、瀬良委員、中井（祐）委員、光井委員、小笠原委員、齋藤委員、坂委員、服部委員、海堀委員、荻野委員代理、中島委員代理

【事務局】小野都市づくり政策部長、中山景観・プロジェクト担当部長、菅原緑地景観課長、森澤屋外広告物担当課長、竹内景観担当課長

### IV 議事次第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

##### <審議事項>

- (1) 「東京都景観審議会運営要綱」の改正について
- (2) 「東京都選定歴史的建造物」の選定候補の追加と進め方について

##### <報告事項>

- (1) 計画部会の活動状況について
- (2) 東京都選定歴史的建造物の選定状況について
- (3) 「渋谷駅中心地区大規模建築物等に係る特定区域景観形成指針」の区域内におけるデジタルサイネージ等を活用した実証実験について

#### 3 閉 会

○菅原緑地景観課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第52回東京都景観審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長、菅原でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、現在ご出席の委員の方々14名ということでございます。東京都景観審議会規則第5条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日の資料につきまして、事前に送付させていただいておりますので、これについてご説明いたします。

まず、お手元のほうにご用意いただきまして、名簿、議事次第、資料1、資料2、報告資料1-1、報告資料1-2、報告資料2、報告資料3でございます。お手数ですが、お手元のほうにご用意してお待ちください。

また、本日の会議につきましては、WEB会議形式ではございますけれども、報告事項で一部非公開とさせていただくところはございますが、会議としては公開という形にしておりますので、我々の事務局がおります都庁第一本庁舎特別会議室S6にて、モニター画面において傍聴することが可能な対応にしています。ただ、現在傍聴をご予定されている方はいらっしゃるということがございます。後ほど、本日の議事録につきまして、一部非公開となるところを除き、全文を東京都のホームページに公表する予定にしております。ご了承ください。

議事に入ります前に、事務局の職員をご紹介します。

都市づくり政策部長の小野です。

○小野都市づくり政策部長 小野でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 景観・プロジェクト担当部長の中山です。

○中山景観・プロジェクト担当部長 中山です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 屋外広告物担当課長の森澤です。

○森澤屋外広告物担当課長 森澤です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 景観担当課長の竹内です。

○竹内景観担当課長 竹内です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 ここで事務局を代表いたしまして、都市整備局都市づくり政策部長、小野より、一言ご挨拶をさせていただきます。

○小野都市づくり政策部長 東京都景観審議会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

中井検裕会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃より東京都の施策、事業につきまして、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。本日は、新型コロナウイルスの感染状況が大変厳しい中、また、大変ご多用の中、WEB会議形式によるご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

昨年6月の委員改選後、初めて開催する審議会でございますが、今回の改選では、新たに6名の委員にご就任いただくとともに、10名の方に引き続き委員をお願いすることになりました。委員の皆様のお力添えをお願い申し上げます。

都は、東京都景観計画に基づき、首都東京にふさわしい、美しく風格のある景観形成に取り組んでおります。本年3月には、都市計画の基本的な方針である都市計画区域マスタープランを改定し、都市景観に係る方針につきましては、引き続き都市再生が進む地域では、風格、潤い、にぎわいのある街並みを形成する誘導をし、新たな個性や魅力ある景観を創出するなどするとともに、歴史的価値の高い建造物や庭園などの保全等により、魅力的な景観を形成するなど、内容を充実いたしました。これらを踏まえ、引き続き、都市開発諸制度等を活用した大規模開発については、計画部会でのご審議をいただきながら、建築物の形態や意匠、色彩、屋外広告物等を適切に誘導するなど、街並みと調和した質の高い、魅力ある景観形成に取り組んでまいります。

また、歴史的建造物等につきましては、歴史景観部会のご審議を経て、歴史や文化を感じさせる街並みの形成に取り組んでおりますが、本日は、都選定歴史的建造物等の選定の拡充に向けた取組についてご審議いただきます。今後とも、審議会委員の皆様方からご意見をいただき、ご議論をいただきながら、美しく風格のある東京の再生を借り、東京の魅力と価値が、ますます高まるよう、さらに取り組んでいく所存でございます。改めて、皆様方にお力添えをお願い申し上げますとともに、本日の議事につきまして、何とぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 ここで、小野部長は公務のため退席させていただきます。失礼いたします。

(小野部長退出)

○菅原緑地景観課長 続きまして、お集まりの委員の皆様には、昨年6月1日から2年の任期で委嘱をいたしておりまして、本日が委員改選後、最初の審議会となっております。

昨年、委員の皆様の互選によりまして、会長に中井検裕委員を、副会長に有賀隆委員を選出いただいております。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様のご紹介のほうを行ってまいります。開催通知のほうに同封いたしました東京都景観審議会委員名簿のほうをご覧ください。名簿順にお名前を読み上げ、ご紹介を私のほうがしてまいります。本日も出席の委員の皆様には、ご紹介の後、一言で結構でございますので、ご挨拶のほうをお願いいたします。お話しになる際は、ミュートを解除してお話しいただきまして、ご挨拶が終わりましたら、またミュートのほうに戻していただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、東京都景観審議会規則第2条第1項第1号に規定する、学識経験委員についてご紹介いたします。

早稲田大学大学院創造理工学研究科教授、有賀隆委員でございます。本審議会の副会長をお願いしてございます。有賀委員、お願いいたします。

○有賀副会長 おはようございます。有賀です。どうぞよろしくお願いいたします。

間もなく任期満了となるようですが、屋外広告物審議会の会長、今、しております。よろしくお祈りします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、立教大学観光学部教授、小野良平委員でございますが、本日も、所用のため欠席でございます。

続きまして、カラープランニングコーポレーションクリマ代表取締役、加藤幸枝委員でございます。加藤先生、お願いします。

○加藤委員 加藤幸枝です。専門は環境色彩で、東京都の景観審議会および計画部会、屋外広告物審議会、特例小委員会および規格等小委員会も兼任しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、スタジオドゥカ建築設計室管理建築士、畔柳美知子委員でございます。畔柳先生、お願いします。

○畔柳委員 畔柳です。よろしくお願いいたします。

前回から2回目になりますけれども、できる限りのことをやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、日本住宅パネル工業協同組合理事長、瀬良智機委員でございます。よろしくお願いいたします。

○瀬良委員 ご紹介いただきました瀬良でございます。

私、計画部会の専門員を兼任させていただいておりますが、両方の委員でお役に立ちたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、東京工業大学環境・社会理工学院教授、中井検裕委員でございます。本審議会の会長をお願いしてございます。

○中井（検）会長 皆さんこんにちは。中井検裕です。会長を仰せつかっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、東京大学大学院工学系研究科教授、中井祐委員でございます。

○中井（祐）委員 中井祐でございます。専門は土木のデザイン、景観論をやっております。引き続きよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、東京藝術大学美術学部建築科教授、光井渉委員でございます。

○光井委員 光井でございます。歴史景観部会の専門員を長いことやっておりました。今回から親審のほうの委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 次に、規則第2条第1項第2号に規定いたします都民委員をご紹介します。

小笠原廣樹委員でございます。小笠原委員、よろしくお願いいたします。

○小笠原委員 小笠原です。どうぞよろしくお願いいたします。

短い期間でしたが都市計画の仕事をしたことがあり、自分にとって有意義だったと思います。大学で都市のことを勉強したこともあって、あまり意識していませんでしたが、今にして思うと、都市がなにか趣味のような、自分にとって楽しみの一つになっているというような感じがあります。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、齋藤千佳委員でございます。齋藤委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 よろしく申し上げます。病院薬剤師を、ふだんはしています。まちづくりによって健康な生活ができるような工夫があったらいいなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、坂朋香委員でございます。

○坂委員 東京工業大学大学院の環境・社会理工学院建築学コース、村田研究室の坂朋香です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、規則第2条第1項第3号に規定してございます事業者委員でございます。

東京商工会議所商工部門代表の服部津貴子委員でございます。服部委員、お願いします。

○服部委員 服部でございます。今回初めての参加でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、東京商工会議所都市開発部門代表の海堀安喜委員でございます。海堀委員、お願いいたします。

○海堀委員 4月1日に三井不動産専務の執行役員を拝命しました海堀です。前任の川本から当該委員を引き継いで就任させていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

○菅原緑地景観課長 次に、規則第2条第1項第4号に規定してございます区市町村長の代表委員でございます。

渋谷区長、長谷部健委員でございますが、本日、所用のため欠席でございます。

続きまして、武蔵野市長、松下玲子委員でございますが、本日は代理で武蔵野市都市整備部長、荻野芳明様でございます。荻野さん、よろしく願いいたします。

○荻野委員代理 武蔵野市長松下の代理でございます。都市整備部の荻野です。本日はよろしく願いします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、瑞穂町長、杉浦裕之委員でございますが、本日は代理で、瑞穂町都市計画課長、中島和輝様でございます。中島様、よろしく願いします。

○中島委員代理 瑞穂町の中島です。本日は、町長の杉浦の代理として参加させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○菅原緑地景観課長 よろしく願いします。

以上で、委員の方々のご紹介を終わります。

それでは、議事に入りますので、東京都景観審議会運営要綱第5条に基づきまして、中井会長に議長をお願いいたします。

中井会長、よろしく願いいたします。

○中井（検）会長 それでは、早速、審議会に入りたいと思います。

本日、審議事項が2件と報告事項が3件ございます。どうぞ、皆様よろしく願いをいたします。

傍聴人は、さっきいらっしやらないということでしたよね。

○菅原緑地景観課長 はい。

○中井（検）会長 もし、随時到着されれば許可ですので、入室をよろしく願いいたします。

○竹内景観担当課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○中井（検）会長 それでは、審議事項に入りたいと思います。まずは、審議事項1が、「東京都景観審議会運営要綱」の改正についてでございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○竹内景観担当課長 事務局です。説明するのは、私、景観担当課長、竹内です。よろしく申し上げます。

画面に資料を映させていただきます。資料1をお手元にお持ちいただきながら、もし画面のほうでもご覧いただければと思います。

資料1を映してください。「東京都景観審議会の傍聴について」の改正をさせていただきたいと思っております。傍聴の規定については、こちら冒頭でございますように、東京都景観審議会運営要綱の12条で定めているものでございます。もともと第1でございますように、見え消しでさせていただいていますが、傍聴については、やはり対面が前提としたルールでございました。会議の当日に事務局に申し出て、傍聴することができるようになってございました。

また、会場の都合によって定員を定めてございまして、10名を限度、ただし議長が認めた定員までは、この限りでないとさせていただいていたところでございますが、今後、こういった形、WEB形式の会議を視野に入れながら、ルールの改正をしたいというふうに考えてございまして、まず、会議を傍聴しようとする方は、あらかじめ公表された方法に従って事務局に申し出て傍聴をすることができるかとさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、会議が開催される1週間前に、東京都のホームページで会議の周知をさせていただきます。その中で、傍聴についてのルールとか定員とかといったものをあらかじめ明示させていただこうというふうに考えています。

また、第1の第2項ですね。我々が考えている定員を超えた場合は、公平性の観点から、原則として、まず抽せんで傍聴者を決定したいと思っておりますが、こちらについても、例えば今後、技術が発展してWEB形式で会議を行う場合は、同様な形でWEBの中で傍聴できるようなシステムも整備されてくると思いますので、そういった場合は、もう定員がすごい、かなり多く設定もできると思いますので、そういった場合は、また抽せんとい

うよりか原則すると先着順でも考えていますが、それを今後、いろいろ検討させていただこうかというふうに考えてございます。

また、後段のほうの第3のところ、現在、対面形式といったところになっていて、傍聴券を記入していただくことになっていたのですが、その規定を削除して規定の整備をしたいというふうに考えているものでございます。

以上が、東京都景観審議会の要綱の改正についての資料の説明でございます。

以上です。

○中井（検）会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見ございますでしょうか。もし、ご発言を希望される方は、手を挙げるボタンとこのを使うのかな。

○竹内景観担当課長 はい。一度皆様方と一応、お試しさせていただいておりますので、もし、差し支えなければ手の挙げるボタンを押していただければ、会長が指名していただきます。

○中井（検）会長 そういうやり方で本日は進めたいと思います。

いかがでしょうか。会議のオンライン開催に伴う変更ということですので、特に問題はないかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

特にご発言ないようですので、それでは、これは審議事項でございますので、お諮りをさせていただきます。

「東京都景観審議会の傍聴について」の変更につきまして、皆さんご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○中井（検）会長 ご異議ないようですので、差し支えなしということにさせていただきます。了承ということになります。

ありがとうございました。

それでは、続いて審議事項の2にまいります。「東京都選定歴史的建造物」の選定候補の追加と進め方についてという議題でございます。

こちら、それでは事務局よりご説明をお願いいたします。

○竹内景観担当課長 事務局です。お手元に事前に送付しました資料2をお手元にご用意ください。そして画面でも同じものを映させていただきたいと思っておりますので、もし見れる方は、画面も見ながらよろしくをお願いいたします。

「東京都選定歴史的建造物」の選定候補の追加と進め方についてでございます。

背景といたしましては、最近、直近ですね。新規選定数が減っております。実績でいきますと、平成30年度3件あったものが、令和元年度は1件、昨年度に至っては0件といったことでございます。

理由といたしまして、なかなか所有者様の選定同意が得られないといった状況でございます。理由を伺いますと、当該物件の改築ですとか増築を予定されるなどというご意見をいただくことが多くございます。個々の事情ということで、合意がいただけないという現状がございます。

一方で、前回、当審議会でご審議いただいてから年数が経過してございます。区市町村推薦の場合は、約20年前に答申いただいております。また、直近では、土木建造物の答申いただいたのが、3年ほど前といったものになってございます。

また、専門部会、歴史景観部会の委員の先生より、過去に調査したもので候補に上がらなかった建造物について、そろそろ再検討が考えられるのではないかといった意見もいただいているといったものでございます。

また、日々、日々と申しますか建造物の所有者様や区市の方から、具体的な物件について、選定についてのご相談といったものもいただいておりますので、そういったものに対しても対応できるようにしていきたいというふうを考えているものでございます。

そういった中で、今回考えてございますのが、新たな選定候補の追加と進め方についてといったものでございます。資料2の2ページ目をご覧くださいのujukけれども、東京都選定歴史的建造物につきましては、当審議会では選定基準について答申いただいております。画面にも映させていただきます。2ページの資料にも記載しているのujukけれども、選定基準につきましては4点ございまして、1点目、歴史的な価値でございます。歴史的な価値を有する建造物で、原則として建設後50年を経過しているもの。2点目として、景観上の重要性ということで、東京都の景観づくりにおいて重要なもの。3番、保存状態としまして、できるだけ建設当時の状態で保存されているもの。4番、視認性として外観が容易に確認、外から見えるものといった選定基準を踏まえて、個々の選定候補を今まで答申いただいていたといったものでございます。

そこで、改めて1ページ目へお戻りいただきまして、こういった選定基準を踏まえまして、次の選定候補を追加することを今後調査にしていきたいと考えてございます。まず、区市町村推薦案件等による選定候補でございます。①区市町村推薦案件としまして、区市

町村の登録文化財、また景観施策等で位置づけがあるものなどについて、区市町村様に改めて推薦を依頼していきたいというふうに考えています。

もう一点、②近代洋風・和風建築等案件といったところ。こちらは、過去にもこういったテーマで候補を検討してきたところでございますが、今回、改めて文献等に基づき調査をしたが、候補として未選定のものなどについて、改めて調査・検討を行っていききたいというふうに考えています。

手続といたしましては、今までと同様、専門部会、歴史景観部会で個別の選定候補を審議した後に、本審議会で報告した上で、所有者様の同意手続等に入っていきたいというふうに考えています。

もう一点、個別案件による選定候補及び選定手順でございます。こちらにつきましても、先ほどの①、②と同様、本審議会で答申いただきました選定基準に合致したもの。また、過去にいろいろと調べた選定テーマに即した建物のうち、1件1件個別に選定していくものといったものでございます。こちらについては、文献ですとか、区市町村の景観施策の位置づけがあるなどを考慮しつつ、検討していきたいというふうに考えております。ですから、個別案件については少数といったものを今考えています。

選定手続については、所有者様からの選定依頼の相談ですとか、区市町村による景観施策の策定等の機会を捉えて、我々のほうで現地調査を経て、歴史景観部会に相談した上で、こうした個別案件として取扱うかは判断していきたいというふうに思っています。

また、その手続については、上記の①②同様に、専門部会で個別の物件を審議の上で、本審議会に報告することを原則としたいというふうに考えています。ただ、少数、選定を迅速に行う必要がある場合は、なかなか本審議会、開催の予定がないといった場合には、委員の皆様方に個別に報告はしていきたいというふうに思っております。その際に疑義をいただいたものは、改めて歴史景観部会で審議し直していきたいというふうに考えております。

下段に予定を記載してございます。本日、審議会でのこの選定候補の追加と進め方をご了承いただいた後には、上半期には、歴史景観部会で個別の選定候補を調査・検討・審議していきたいというふうに考えています。その上で、本年度中には選定候補を本審議会でご報告できるような形で進めていければというふうに考えてございます。

3ページ目に、少し選定の流れをフローチャートで示させていただいてございます。ご覧いただければと思います。本審議会での審議の後にご了承いただければ、区市町村推薦

案件につきましては、早速、区市町村へ推薦を行うような手続に入っていきたいと思っております。その上で候補案件の調査、基準への適合確認などを行いながら、歴史景観部会での審議、具体的な手続に入っていきたいというふうに考えています。

一方、②の近代洋風・和風建築等につきましては、まず候補案件、改めて調査していききたいと。その際には、歴史景観部会委員によりますワーキンググループの中で検討していききたいと。そういった中で候補案件の調査、基準等の適合といったものも確認していききたいといったところでございます。手続については、①と同様、進めていきたいというふうに考えています。

4 ページ目には、個別案件について整理してございます。こちらにつきましては、個別にご相談あったものについて対応していききたいというふうに考えてございまして、例えば所有者様からご相談いただいたものにつきましては、所有者さんのほうに、歴史的価値を示す資料の作成とか提供のご協力をいただきたいと思います。

また、ご相談いただいた場合は、地元の区市町村へ事前に我々のほうも相談したいと。また建造物の所有者さんも、区市町村への相談窓口といったものを準備、相談いただきたいというふうに考えてございます。

そういった中で、候補案件の調査としましては、そういった資料を提供いただいた上で、現場の調査とか基準への適合といったものを確認したいというふうに考えていますし、我々のほうでも、区市町村へ意見の聴取、相談といったものを行っていききたい。また、同時に歴史景観部会へ事前に相談して、個別案件として扱うにふさわしいものかどうかといったものを考えていききたいと思っております。その上で、改めて歴史景観部会の中で調査、審議をして、個別の選定候補といったものをリストアップしたいというふうに考えています。以降の手続につきましては、先ほど説明させていただいたとおりになってございます。

個別案件につきましては、ばらばら、個別の相談ごとに出てくるものが一定程度想定されますので、一定期間ごとに個別に選定する必要がある案件について、追加を行っていききたいというふうに考えています。

説明は以上になります。

○中井（検）会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆さんからのご発言をお願いしたいと思います。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

瀬良委員、お願いいたします。

○瀬良委員 ありがとうございます。確認でございますけども、今回の選定候補の追加の考え方は、いわゆる建築物と、それから土木構造物、要するに建造物全体を対象にするというふうに考えてよろしいでしょうか。

○中井（検）会長 事務局、いかがですか。

○竹内景観担当課長 事務局です。今、委員ご指摘いただいたとおり、過去の選定とテーマに即しますので、建造物、建築物、土木構造物といったものを、今、考えています。

○瀬良委員 ありがとうございます。

○中井（検）会長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

中井祐委員、お願いいたします。

○中井（祐）委員 進め方等については、審議内容について、特に異論があるわけじゃないんですけども、多分、これは部会のほうに、今後のその一つの課題になるかなと思うので、あえて発言させていただきたいのですけれども。建設が50年ということだと、そろそろ戦後、もしくは高度成長期の建築物なり、あるいは土木構造物が対象候補に入ってくるということですので、多分、文化財のほうでも1940年代、50年代、あるいは60年代の建物の歴史的価値、もしくはその景観的な価値というものをどういうふうに評価するかというのは、まだまだ手探りの状況だと思うので、歴史景観部会のほうでも、そこら辺で大事なものを見落とすことがないように、機会を見て議論を始められるのがいいかなというふうに思います。

参考意見で構いません。よろしく申し上げます。

○中井（検）会長 ありがとうございます。歴史景観部会のほうの光井委員からご発言があるようですので、光井委員、それではまずお願いできますか。

○光井委員 先ほどのもう一点の件なのですけれども、実は後で報告資料というものがあるかと思うのですが、これまで各時期に応じて建築物、土木構造物が戦後、単体建築というふうに候補を選んでまいりました。それで、実は土木に関しては、平成28年度に候補選定をしておりますので、まだ4年ぐらい。ですから、今回、取りあえずは建築物、しかも近代のものを中心にやるというのが、今のところの歴史景観部会の委員のほうの意見だったかと思います。事務局の意見がそごがあります。

それから、もう一点ですが、戦後の建築については、平成27年度に実は候補選定をしております。そのときに37件上げました。で、今、委員のほうからご質問があった戦後の

ものをどうするかというのは、確かに、非常にまだ、揺らいでいる状態にあります。かなり高度な評価を現時点で受けているものだけを対象にしたという、じくじたる部分もございます。今、ご指摘いただいたことは非常に重要な問題ですので、歴史景観部会としても戦後のもの、今回、すぐ戦後のものをやるという気ではなかったのですけれども、戦後のものについても、もう一度、研究状況、それから景観に寄与するということはどういうことなのかということも含めながら、検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○中井（検）会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

小笠原委員、お願いできますか。

○小笠原委員 ありがとうございます。今のお話、私も、そのとおりでなと思いますので、一言、発言させていただきたいと思います。

やはり、歴史的なものというのは、今まで私の感覚でも戦前のものという意識が強かったのですが、やはり戦後というのは、一つの何というか、戦争を終えた後の国民、都民がどのような努力をしてつくってきたものかということの観点から、大変価値があるかなというふうに最近思っているのですね。ただ老朽化とか、それから質が必ずしも高くない。特に戦後、戦争直後も質が高くないということがありますので、なかなかそれを取り上げるということになってくると難しいと思いますけれども、ぜひ、中井先生のご発言もありましたので、私も、そのことについては、そのように強く思います。

なお、戦後というと、やはり高度成長期のものも大変重要なものもあって、今も歴史的建造物に指定されているところですが、あと戦争直後というか、復興期というか、どのように都民が復興期に物を作ってやってきて、それが今も残っているということも、大変に貴重な時代の証人というか、時代を映すものという気がしますので、こちらもおさら難しいとは思いますが、ひとつ、視野に入れていただくと大変いいかなというふうに思います。

以上です。

○中井（検）会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員はいかがでしょう。特に、ご発言はございませんでしょうか。

ありがとうございます。小笠原委員、もう一回挙がりましたかね。

○小笠原委員 すみません。こちら、本当に、自分の感覚で申し上げるので申し訳ない

のですが、東京都の歴史的建造物の選定ということになってくると、複数の市町村にまたがるものについて、ある程度、力を入れてやることも重要となっているように思います。例えば玉川上水とかそういったものが、今、実際に選定されているわけですが、そういうものを拾っていくような形の取組も重要なことというふうに思います。

そうなってくると、線的なものになってくるので、玉川上水とか、あるいは河川、道路とか、そういうものになると思うのですが、これらはそもそも選定対象となる構造物に当たるかということがあるかもしれません。例えば、水道道路のようなものは、道路に施設というニュアンスが加わっていますが、いずれにしても、都市のインフラがどのように当時つくられて、今残されているかという観点から検討するのも一つの方法ではないかと思っているものですから、発言させていただきました。ありがとうございます。

○中井（検）会長 ありがとうございます。

光井委員、お願いできますか。

○光井委員 貴重なご意見ありがとうございました。今の観点といたしますが、今日のペーパーで資料の2ページ目のほうに、土木構造物の選定基準というのが書かれているかと思いますが、その上のほうに「歴史的な価値の考え方、一連のネットワーク、または一体的なシステムにおいて社会基盤整備事業の歴史的価値を評価する上で欠かせない構造物」という文言を入れて、5年前になりますけれども、先ほどのような観点で候補物件を見ました。

具体的に何を景観形成の候補としたかということ、その中の点になるかもしれないけど、視野に置いているのは、そういった一流れのネットワーク、それが景観上どう関係しているかというのを、この候補物件を検討するに当たっては非常に重要視してまいりました。

ということだけ、ご報告をさせていただきます。

○中井（検）会長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○中井（検）会長 ありがとうございます。それでは、本件審議事項でございますので、お諮りをしたいと思います。

本件につきまして、原案どおりということでご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○中井（検）会長 ありがとうございます。特にご異議があるというご発言はございませ

るので、審議会としては了承ということにさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、残り3件は、いずれも報告事項ということになります。まずは、報告事項1、計画部会の活動状況について、でございます。こちら、事務局よりご説明をお願いいたします。

○竹内景観担当課長 事務局です。計画部会の活動状況といったところですが、その前にすみません、報告資料、お手元の1-1をご覧くださいませでしょうか。計画部会も含めて、本審議会には専門部会が設置されてございます。

まず一つ目が、冒頭の計画部会でございます、委員の方7名の方に就任していただいています。本審議会では加藤先生、瀬良先生が入っている部会が計画部会でございます。計画部会につきましては、景観計画の策定に関する検討ですとか、大規模建築物の建築等に対して広域的な視野と専門的見地から意見をいただいているものでございます。

報告資料の1-2は、先ほどもありました歴史景観部会でございます、光井先生をはじめ4名の先生方に、専門委員としてご就任いただいております。東京都選定の歴史的建造物の指定ですとか、保存・活用方法に関して貴重なご意見をいただいているといったものでございます。

そうした中で、資料1-2が計画部会の活動状況についてといったところでございます。まず1点目として、平成31年3月から本年3月までの活動実績を示させていただきます。31年3月から令和2年3月までは、計画部会を6回開催してございます。また昨年度、令和2年4月から本年3月までにつきましては、8回開催させていただいているものでございます。また昨年度でいきますと、緊急事態宣言がございましたので、対面ではなく個別意見聴取という書面開催といった形で行わせていただいております。

項番2、審議内容でございます、皇居周辺地域の景観誘導区域における建築物のデザイン評価といたしまして、5件の物件を扱ってございます。記載の外神田一丁目地区ほか、そういったものを扱っているといたったものです。

また、都市再生特別地区を活用した計画については25件扱ってございまして、八重洲二丁目中地区ほか記載のような地区について取り扱ってございます。

また、その他といたしましては、建築物の色彩の地域ルールですとか、工作物の色彩の変更案件などの審議事項がございました。

2ページ目をご覧くださいと思います。例えば、例示させていただいていますが、

項番3です。大規模プロジェクトにおけます部会意見の例を挙げさせていただいてございます。虎ノ門一丁目・二丁目地区につきましては、例えば部会意見といたしまして、駅舎の機能を担う建物については、周辺環境に配慮しつつ、超高層が建ち並ぶ本地域における重要なアイコン的存在となるよう、引き続き検討されたいといった意見などを、事業者のほうへ示させていただいてございます。

また、芝浦一丁目建替計画につきましては、臨海部の中でもひととき大きなボリュームとなる2棟の高層棟について、各方面からの見え方を十分考慮した上で、浜松町、竹芝エリアの周辺開発と連携した回遊性の高い国際ビジネス、観光拠点にふさわしいデザインのあり方を引き続き検討されたいなどを示させていただいてございます。

また、4番、審議が終了した案件につきましては、順次ホームページで公表をさせていただいているといったものでございます。今回、現時点ではまだホームページには公開していないのですが、昨年度の中で審議終了した案件について、資料をつけさせていただいてございます。

別紙1といたしまして、損保ジャパン日本興和損保霞が関ビルといったもの。また別紙2としまして、大手町二丁目常盤橋地区などについて、今回資料で検討させていただいてございます。

資料の3ページ以降が別紙1の損保ジャパンビルでございまして、3ページ目には物件概要を示させていただきます。

資料4ページが部会意見、そして、その部会意見に対して事業者側の対応を整理してございます。

5ページ目には、具体的に事業者側で部会意見を踏まえて配慮した事項について図示してございまして、部会意見を踏まえまして、ルーバーですとか、自然石の調整などを、また、東側歩道状空地に面する外壁などについて配慮したことを示してございます。

また、6ページにつきましては、都市再生特別地区ですね。常盤橋地区の物件概要を示してございます。

7ページには、本物件の部会意見が7ページ以降ですね。7、8、9、10ページまでが部会意見と、それに対しての事業者側の対応といったところでございます。具体的には、例えば11ページをご覧いただきたいのですけれども、部会意見としまして、本地域にふさわしい質の高い、品格のあるデザインについて、さらに検討してくださいといった意見を踏まえまして、事業者側が当初の計画から右側の少し計画の変更を見直して、事業者側の

ほうで対応しているといったことをごさいます。

また、12ページ以降も同様の形で、部会意見に対して事業者側が計画を順次見直しているといったものをごさいますして、15ページをご覧いただきたいのですけれども、こちらB棟、D棟のファサードの連続性についても部会で意見が出たところをごさいます。そういったものを踏まえて、事業者側が既存棟とか周辺環境と調和するデザインを改めて検討し直したといった資料になってごさいます。

以降、16ページ以降の事業者側の対応といったところです。

18ページにつきましては、こちらは同じく都市再生特別地区の内神田地区の物件概要になってごさいます。

19ページ、20ページ、21ページまでが、部会意見と事業者側の対応をごさいます。

22ページ以降が、具体的に事業者側が配慮、検討した事項といったものを整理してごさいますして、24ページをご覧いただきたいのですけれども、本部会意見を踏まえまして、当初案からデザイン協議後の案として見直し案を出してごさいます。24ページ上段が、コアのレイアウトの見直しによって階段などを平面計画から移動しまして、外壁ファサードが変更された例を示さしてごさいます。下段のほうは、2階のテラスを支える柱をなくしまして、より開放的な空間を整備し、検討した例として示さしていただてごさいます。

また、25ページは、広場の計画変更といったものを示している資料をごさいます。26ページにつきましては、外壁のファサードですね。この部分の外壁についても、少し事業者側のほうで工夫した、部会意見を踏まえて工夫したことを示さしていただてごさいます。

すみません。駆け足になりましたが、以上が計画部会の活動状況についてといった資料をごさいます。説明は以上になります。

○中井（検）会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告にご質問やご意見ごさいますしたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

畔柳委員、どうぞ。

○畔柳委員 この部会の報告の資料を読ませてもらったのですけれども、例えば常盤橋地区のプロジェクトに関して、例えば東京都の見解というのは検討されたい、検討されたいということと言うと、事業者がこうですと言って答えてきているということなんですけれども、何か、例えば一番最初のところにあるB棟についての日本一の超高層建物として

のシンボル性を意識した上で、各方面、特に東京駅からの見え方としてふさわしいデザインのあり方について、さらに検討されたい。頂部のファサードを過剰にならず、本地域にふさわしい質の高い、品格あるデザインを引き続き検討されたいという意見、見解に対して、事業者側の対応、あるいは意見というものの日本語の議論としてかみ合っていないような気がするんですけども、こういう形で終わってしまうということなのでしょうか。つまり、丘をつくるというふうに事業者側は言っているのですけれども、どこが丘なのだとか全然日本語として分からない。

で、この建物って、最近、トーチタワーかな。トーチタワーという形で事業者が公表しているのですけれども、丘だといってトーチって。その意味が分からない形で、そのまま話として終わるわけですよ。で、その後、令和2年12月24日には、計画部会のほうから皇居周辺にふさわしい風格ある建築デザインとしてまだ十分ではない。最大の高さとなる建築物としてシンボル性を意識した上で、皇居周辺地域の風格ある景観と調和する、真に質の高い品格あるデザインの実現を、より一層、追求されたいというご意見に対して、その素材や色調の追求を引き続き行いますと言っているのですけれども、どこが変わったのか分からないという形で終わってしまう。この辺のところは、恐らくこれで終わってしまっただけでこの建物ができるのだらうと思うのですけれども、せつかくこの計画部会で委員としていて、意見が残るということですので、計画部会の意見に対する事業者側のお答えが、お答えになっていないなというふうに思います。

○中井（検）会長 事務局のほうから、何かございますか。

○竹内景観担当課長 例のこの高層部分のファサードについては、計画部会のほうで二度ほど、今、畔柳委員からご紹介いただいたとおり、まだ計画部会の専門委員の方々も、この計画で、デザインで、事業者側の対応について納得しているような形ではないので、引き続き、計画部会の中で、必要に応じて設計の深度化に合わせて報告してもらうような形で対応していったことになっています。

○中井（検）会長 よろしいでしょうか。

○畔柳委員 審議終了案件についてというふうに書いてあったのが、常盤橋地区と損保ジャパンという、それから書いてあったので、まだこの審議は継続しているものなのでしょうか。

○竹内景観担当課長 そうですね。一度、高層部に関しては終了はしているのですけれども、対応として、引き続き検討の深度化はそのまま進んでいくので、必要に応じて計画部

会の中で報告いただいて、専門的な意見なんかも、その中で整理しているといった状況でございます。

○中井（検）会長 よろしいですか。

○畔柳委員 もう一度聞いてもよろしいでしょうか。

○中井（検）会長 はい、どうぞ。

○畔柳委員 それで計画部会のほうでせっかく言っているのは、検討されたいという言葉遣いがずっと続いているわけなんですけれども、結局、これが限度という感じなのかなというふうに思っています。ということでしょうか。

○中井（検）会長 事務局いかがですか。

○竹内景観担当課長 やはり民間の建築物になってしまいますので、どこまで関与できるかというところはあるかと思えます。そういった中で、東京都の景観計画の中でこの皇居周辺地域といったところでの景観形成基準といったものを示させていただいている中で、どこまで事業者として配慮していただけるかといったところは、なかなか難しいところはあるかと思うのですけれども、一定の意見を専門部会、計画部会の意見を事業者に伝えることで、可能な限り質の高いデザインを誘導していきたいというところがございます。

○中井（検）会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんは、いかがでしょうか。

瀬良委員、お願いします。

○瀬良委員 私、専門委員として計画部会に参加させていただいておりますので、今のご議論に関しまして一言申し上げます。畔柳委員からのご指摘については、事務局からのお話がありましたように、計画部会では、専門の見地から検討の視点を提示するというところを中心に行っていて、それを受けての対応は事業者側でこのように計画します、引き続き検討を図ります、という形のやり取りが中心かと思えます。大きなプロジェクトもたくさんありますので、何度も段階的な協議を重ねながら少しずつプロジェクトの景観について改善を図って、よりよいものにしていくための努力を行っている状況でございます。

以上でございます。

○中井（検）会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。よろしいですか。

（なし）

○中井（検）会長 ありがとうございました。

それでは、本報告案件は、これまでとさせていただければと思います。

続きまして、報告事項の2にまいります。東京都選定歴史的建造物の選定状況についてです。

それでは、こちら事務局でご説明をお願いいたします。

○竹内景観担当課長 事務局です。

報告資料2をお手元にご覧いただけますでしょうか。画面にも映させていただきます。

東京都選定歴史的建造物の選定状況についてでございます。こちらは冒頭の審議事項2にも関連いたします。

項番1です。過去に答申いただいた平成11年から平成22年までに答申いただいた候補物件185件いただきました。内容としましては、原則として建設後50年を経過している歴史的な価値を有する建造物でございまして、選定済み185件の答申の中から所有者の同意をいただいて選定したものが79件でございます。で、調整中34件でございます。また、候補を除外しているもの、文化財になったものが34件、滅失されてしまったものが39件ございました。

主な辞退、辞退というか不同意、同意いただいていない理由、調整中の理由といたしましては、建物を改修する予定ありといったご意見なんかをいただいといたところがございます。

2番が、戦後の単体の選定でございまして、候補数が37件、答申いただいております。こちらについては、選定が9件でございます。辞退されているのが13件、調整中が12件、その他記載のとおりでございまして、こちらについての辞退ですとか、現時点で同意いただけない理由とするのは、所有者様から改修の意向があるといったものが主な理由といったところではございます。

3番が、エリアを考慮した選定といったところで19件、答申をいただいております。選定したのが5件でございます。調整中8件、その他記載のとおりでございます。

4番が土木構造物で、こちらが直近で答申いただいた54件ございますが、選定したのが3件、その他調整中30件、辞退が15件等でございます。こちらは土木構造物でございます。やはり工事の予定とか、橋梁については橋が架け替えの予定があるといったところで、辞退ですとか、現時点で同意いただけていないといったものでございます。

こちらについて、特に、ある意味、この土木構造物、まだまだ答申の中から選定いただいている件数も少ないものもございまして、まだ1番から3番の物件についても、我々と

しましては、引き続き所有者様の同意をいただけるように機会を捉えて、所有者様という  
いろとご相談していきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上になります。

○中井（検）会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、  
ご質問やご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。こちらは調整中というものにつきましては、引き続き事務局のほう  
で、時機を見て同意をいただけるように引き続き努力するという、そういう理解でよろ  
しいですか。

○竹内景観担当課長 はい。そうです。所有者の方に、タイミングを見て我々のほうから  
アプローチしていきたいというふうには考えています。

○中井（検）会長 ありがとうございます。

それでは、この報告案件は、こういうことでよろしいでしょうか。

（はい）

○中井（検）会長 ありがとうございます。特にご発言ないようですので、本報告案件は、  
これまでとさせていただきますと思います。

○中井（検）会長 それでは、続いて報告事項3にまいります。

会の冒頭で司会から話がありましたが、報告事項（3）で取り扱う情報は、東京都情報  
公開条例第7条3項の規定に該当することから非公開といたします。

ところで、傍聴人の方はいらっしゃらない、でよろしいでしょうか。事務局、いかがで  
すか。

○竹内景観担当課長 事務局です。傍聴人の方はいらっしゃいません。報道の方もすでに  
退席されています。

○中井（検）会長 ありがとうございます。それでは、報告事項（3）に入りたいと思  
います。

（この間、非公開）

○中井（検）会長 それでは、本日用意をされております議事は、これで全てでござい  
ますけれども、委員の皆さんから何か、ご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

○中井（検）会長 それでは、本日予定しておりました議事は全てこれで終了でござい  
ます。

それでは、ここで事務局に進行をお返しいたします。

○菅原緑地景観課長　それでは、これをもちまして第52回東京都景観審議会を閉会いたします。長時間にわたりまして、中井会長、委員の皆様、ありがとうございました。